

事務連絡

平成26年 1月24日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

・恩給担保貸付の審査に用いるための被保護者等
に関する情報の提供に係る取扱いについて

生活保護行政の推進については、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、独立行政法人福祉医療機構が行う年金担保貸付については、生活保護受給者及び年金担保貸付を利用中に生活保護を受給した者で、生活保護廃止日から5年が経過していない者に対して借入を制限しているところであるが、今般、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）に基づき恩給等を担保に行っている貸付のうち、共済年金（組合員期間に恩給公務員期間を含むものを除く。）を担保に行っている貸付（以下「恩給担保貸付」という。）についても、下記により同様の対応を行うこととしたので、丁知のうえ、保護の実施機関から厚生労働省への被保護者等に関する情報の提供に係る取扱いについて、管内福祉事務所への周知方よろしく願います。

なお、本取扱いについて疑義がある場合には、厚生労働省に照会いただきたい。

記

1 基本的な考え方

下記4において情報提供の対象とする被保護者等（以下「被保護者等」という。）については、保護の実施機関（以下「実施機関」という。）と公庫との連携によって、恩給担保貸付の審査時に被保護者等の該当性の確認を行い、恩給担保貸付の借入を制限する。

このため、あらかじめ被保護者等に関する情報を実施機関から厚生労働省に提供していただき、厚生労働省においてこれを集約して、恩給担保貸付の審査に用いるための被

保護者等に関する情報の一覧（以下「貸付審査用リスト」という。）を作成したうえで、これを公庫へ貸与し、公庫がこの貸付審査用リストを用いて、恩給担保貸付の審査を行うことにより被保護者等への貸付を行わないこととする。

2 実施機関から厚生労働省へ提供する被保護者等に関する情報内容

実施機関から厚生労働省へ提供していただく情報としては、まず、貸付審査用リストを登録する場合については、個々の被保護者等について、整理番号、福祉事務所符号、福祉事務所名のほか、

- ・ カナ氏名
- ・ 生年月日
- ・ 共済組合名
- ・ 年金番号（証書（年金）種別、記号、番号）
- ・ 保護開始年月日

を情報提供していただき、その後当該被保護者が保護を廃止となった場合については、

- ・ 保護廃止年月日

を貸付審査用リストに追記して情報提供していただくものとする。

3 情報提供の方法

情報提供の方法は、本取扱いの対象となる者は限定的であり、また事務負担を考慮し、パスワードを付与した電子媒体によって行うものとする。また、提供については、別紙様式により貸付審査用リストを作成し、電子メールにより提出されたい。

なお、被保護者等に関する情報の提供は、実施機関ごとに厚生労働省に対して行うのではなく、指定都市及び中核市においては、管内実施機関の被保護者等に関する情報を本庁において、また、それ以外の市及び郡部福祉事務所の被保護者等に関する情報については、都道府県において、一つの貸付審査用リストに取りまとめるうえ、厚生労働省に対して行っていただくこととするので、ご了解願いたい。

また、電子媒体のパスワードの設定については、各指定都市・中核市本庁又は都道府県で独自に設定し、貸付審査用リストを提供するごとに毎回変更した上で、別途連絡されたい。

4 情報提供の対象となる被保護者等

情報提供の対象となる被保護者等とは、

- (1) 恩給担保貸付を利用中に生活保護を受給した者（過去に恩給担保貸付を利用中に生活保護を受給したことがある者（ケース記録票等で確認できる場合に限る。）を含む。以下同じ。）

(2) 恩給担保貸付を利用中に生活保護を受給した者で、生活保護廃止日（廃止日が平成25年1月4日以降のものに限る。以下同じ。）から5年が経過していない者

であって、かつ、下記(3)に該当する恩給担保貸付の借入制限対象となる者について情報提供するものとする。

(3) 「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」(昭和29年法律第91号)第2条第1項第4号に規定する共済年金を受給している者のうち、退職文官等の生活を保障する国家補償として支給される別表①から⑤に掲げる恩給等を除く共済年金の受給者

5 恩給担保貸付の借入制限対象となる者の確認

上記4の(3)の恩給担保貸付の借入制限対象となる者の確認については、共済年金番号の付番方法が各共済組合により異なるため、当該共済年金が別表①から⑤に掲げる恩給等であるか否かを、公庫において共済年金番号から判断することは困難である。

このため、各実施機関において、生活保護法第29条に基づき、被保護者等の共済年金の支給を行っている共済組合に対して、別表①から⑤に掲げる年金期間を含むか否かの調査を行ったうえで、上記4の(3)に該当することを確認できた者についてのみ情報提供を行うこと。

各共済組合に対して調査を依頼するにあたっては、以下の事項について留意されたい。

- ・生活保護法第29条に基づく調査である旨を明確にした文書により行うこと。
- ・当該文書には必ず同意書を添付すること。
- ・当該被保護者等の年金番号(証書(年金)種別、記号、番号)を明示した上で、別表を添付するなどし、別表に掲げる年金期間を含むか否かについて回答を求めること。

なお、各共済組合のうち、地方職員共済組合団体共済部、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会、農林漁業団体職員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団による年金の受給者については、全てが借入制限の対象となるため、上記の確認は不要である。

6 貸付審査用リストの更新

上記4に規定する情報提供の対象となる被保護者等が初回以降、新たに発生した場合には、前回までの貸付審査用リストに追加して情報提供すること(毎回、全ての情報提供の対象者が記載された貸付審査用リストを情報提供する)。

また、貸付審査用リストに登録されている者のうち、生活保護を受給している者が、生活保護を廃止された場合には保護廃止年月日を追記して情報提供すること。

そのため、情報の更新が必要となったときは、次により更新していただくこととする。
当該月の1日から末日までの期間において、

- ・ 生活保護が開始された者で、恩給担保貸付を利用中に生活保護を受給した者
 - ・ 貸付審査用リストに登録されている者で、生活保護が廃止された者
- に係る情報を提供する。

なお、貸付審査用リストの更新については、変更のあった当該月末日時点で被保護者等の情報を、その翌月の15日までに上記3により情報提供することとされたい。これにより翌々月1日からの貸付審査用リストへ反映されることとなる。

7 対象となる被保護者等に対する周知について

今回情報提供の対象となる者に対する周知について、管内福祉事務所における実施に特段のご配慮をお願いしたい。

具体的には、

- ① 生活保護受給者は、共済年金（組合員期間に恩給公務員期間を含むものを除く。）を担保とする借入ができないこと
 - ② 共済年金（組合員期間に恩給公務員期間を含むものを除く。）を担保とする貸付を利用中に生活保護を受給した者については、生活保護の廃止後においても5年間は借入ができないこと
- を、周知することとしていただきたい。

8 地方自治体における個人情報保護の取扱いについて

恩給担保貸付の貸付に用いるための被保護者等に関する情報の厚生労働省へ提供及び公庫に使用させることにつき、その個人情報保護との関係については、当該地方自治体における個人情報保護条例の定めるところにより適切に対応されたい。

<担当>

厚生労働省社会・援護局

保護課保護係 近藤・三浦

TEL 03-5253-1111（内線2826）

FAX 03-3592-5934

<送付先>

E-mail hogogakari@mhlw.go.jp

【別表】

- ① 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第72条第1項の規定に基づき支給される年金（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第2条第5号の年金を含む。）の受給者であって、その者の受給する年金の基礎となる期間のうちに、恩給法（大正12年法律第48号）その他の法令に基づき支給される普通恩給（以下「普通恩給」という。）又は、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第2条第1項第2号2に定める旧法等の規定に基づき支給される退職年金その他これに相当する給付を受給できる権利を有することとなる期間を含むものに支給される年金
- ② 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第3条の規定に基づき支給される年金
- ③ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第74条の規定に基づき支給される年金（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第2条第7号の年金を含む。）の受給者であって、その者の受給する年金の基礎となる期間のうちに、普通恩給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第2条第1項第2号に定める退職年金条例に基づき支給される普通恩給に相当する給付若しくは同条同項第3号に定める共済法及び同条同項第37号に定める国の旧法等に基づき支給される退職年金その他これに相当する給付を受給できる権利を有することとなる期間を含むものに支給される年金
- ④ 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第3条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき支給される年金。ただし、同法の施行日前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法の規定による長期給付を除く
- ⑤ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年法律256号）第3条、第4条及び第7条の2の規定に基づき支給される年金